

第十五条

中央委員会ハ次期入会ヲ至ル最高機関ニシテ入会決議並行緊要事項ヲ処理スルハトシ中央委員長及中央委員若干名ヲ以テ構成スルモノトス
出ゼル中央委員長及中央委員若干名ヲ以テ構成スルモノトス
中央委員会ハ必要ニ應ジテ中央委員長之ヲ召集スルモノトス
各加盟団体ハ其団体ヨリ選出セル中央委員ヲ中央委員会ノ承認ヲ得テ解任或ハ更命スルヲ得ルモノトス
中央委員会ハ中央委員長ヲ任命スルモノトス若シ若クハ互選シ中央委員長及委員若干名ヲ以テ構成スルモノトス

第十六条

第十七条

第十八条

第十九条

中央常任委員会ハ中央委員会決議並行行政緊急事項ヲ処理スルモノトス
必要ニ應ジテ中央常任委員長之ヲ召集スルモノトス
但シ緊急事項ノ処理ニ就テハ次期中央委員会承認ヲ要ス
中央常任委員会ハ書記長及会計長ヲ互選シ一般事務ヲ

第二十一条

及全幹事ハ其職務ヲ管理セシムルモノトス
中央常任委員会ハ任命ニヨリテ各産業中必キ一課ヲ設ケルモノトス
中央常任委員会ハ必要ニ應ジテ各産業別監督委員会ヲ構成セシムルモノトス
産業別監督委員会ハ規則ハ別ニ定ム

第二章 地方同盟

第二十条

地方同盟ニハ概テ置ク
一 地方大会
二 地方常任委員会
三 地方常務委員会
四 産業別監督委員会

第二十一条

地方大会ハ地方同盟ノ最高機関ニシテ、加盟団体ヨリ一定比率ノ代表ヲ選出シ、地方常任委員長ヲ以テ構成シ、毎年一回開會スルモノトス
地方常任委員長ハ地方常任委員長ヲ任命スルモノトス
地方常任委員長ハ必要ニ應ジテ各産業別監督委員会ヲ構成セシムルモノトス
地方常任委員長ハ必要ニ應ジテ各産業別監督委員会ヲ構成セシムルモノトス

第二十二条

地方常務委員会ハ地方常任委員長ヲ以テ構成シ、地方常任委員長ノ職務ヲ代理スルモノトス
地方常務委員会ハ必要ニ應ジテ各産業別監督委員会ヲ構成セシムルモノトス
地方常務委員会ハ必要ニ應ジテ各産業別監督委員会ヲ構成セシムルモノトス

第二十三条

地方常務委員会ハ地方常任委員長ヲ以テ構成シ、地方常任委員長ノ職務ヲ代理スルモノトス
地方常務委員会ハ必要ニ應ジテ各産業別監督委員会ヲ構成セシムルモノトス
地方常務委員会ハ必要ニ應ジテ各産業別監督委員会ヲ構成セシムルモノトス

第二十四条

地方常務委員会ハ地方常任委員長ヲ以テ構成シ、地方常任委員長ノ職務ヲ代理スルモノトス
地方常務委員会ハ必要ニ應ジテ各産業別監督委員会ヲ構成セシムルモノトス
地方常務委員会ハ必要ニ應ジテ各産業別監督委員会ヲ構成セシムルモノトス